

平成27年度第1回

# 逗子市個人情報保護運営審議会

平成27年4月30日（木）

逗子市総務部情報公開課

平成27年度第1回逗子市個人情報保護運営審議会

日 時 平成27年4月30日（木）

午後2時～

場 所 逗子市役所5階 第5会議室

議 題

1. 逗子市個人情報保護運営審議会議事録について
2. 諮問第4号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（案）の制定について【情報政策課】
3. 諮問第5号 捜査関係事項照会書に係る個人情報の目的外提供及び本人通知の省略について【社会福祉課】※非公開
4. 諮問第6号 市外転出者に対するアンケート調査に係る個人情報の利用及び本人通知の省略について【企画課】
5. 個人情報事務登録簿について
6. 平成26年度個人情報保護制度の運用状況について
7. 逗子市個人情報保護条例の改正にかかる解釈運用基準等の改正について
8. その他

出 席 委 員（4名）

|       |           |
|-------|-----------|
| 会 長   | 立 川 丈 夫   |
| 副 会 長 | 青 木 孝     |
| 委 員   | 安 達 和 志   |
| 委 員   | 篠 崎 百 合 子 |

欠 席 委 員                      なし

説明のために出席した職員

|                         |       |
|-------------------------|-------|
| 総務部次長<br>兼参事            | 梅津敏郎  |
| 情報政策課長                  | 斎藤好男  |
| 総務課長                    | 三ツ森篤史 |
| 子育て支援課<br>副主幹           | 伊藤英樹  |
| 福祉部次長<br>社会福祉課長<br>福祉取扱 | 浅羽弥栄子 |
| 社会福祉課長<br>社会福祉課長        | 栗原達也  |
| 企画課主幹                   | 仁科英子  |

#### 事務局出席者

|                       |       |
|-----------------------|-------|
| 総務部長                  | 福井昌雄  |
| 総務部次長<br>職員課長<br>職務取扱 | 廣川忠幸  |
| 情報公開課長                | 矢島小百合 |
| 情報公開課長<br>情報公開課長      | 内田典久  |
| 情報公開課<br>非常勤事務員       | 杉山晴美  |

会議の公開・非公開の別      公開      ※議題3は非公開

傍聴者      なし

#### 配付資料

- ・ 会議次第
- ・ 平成26年度第6回逗子市個人情報保護運営審議会議事録（案）
- ・ 平成26年度第6回逗子市個人情報保護運営審議会議事概要

- ・【資料 1】 諮問第 4 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（案）の制定について【情報政策課】
- ・【資料 2】 個人情報事務登録簿の変更状況集計表
- ・【資料 3】 平成26年度個人情報保護制度の運用状況
- ・【資料 4】 逗子市個人情報保護条例改正表（案）  
逗子市個人情報保護条例関係 規程・要綱・要領等 改正表（案）
- ・【資料 5】 個人情報保護条例の解釈運用基準案
- ・【資料 6】 諮問第 1 号 逗子市個人情報保護条例の改正について（答申）
- ・【資料 7】 諮問第 5 号 捜査関係事項照会書に係る個人情報の目的外提供及び本人通知の省略について【社会福祉課】
- ・【資料 8】 諮問第 6 号 市外転出者に対するアンケート調査に係る個人情報の利用及び本人通知の省略について【企画課】

午後 2時開会

○立川会長 平成27年度第1回の個人情報保護運営審議会を開催いたします。

この規約の第3条第2項で過半数以上であれば成立するというごさいますので、成立ということになります。

また、安達委員、もうじきお見えになると思いますけれども、池部委員が御本人の都合によって3月末で退任されました。すぐ補充ということもなんですが、後任につきましては広報の5月号で募集をかけるということになりますので、今回、この第1回目には間に合わないということになります。したがって、もし決まれば7月からということになると思います。

議事に入る前に、事務局の人事異動がございましたので、それでは事務局のほうからお願いいたします。

○矢島情報公開課長 本日はお忙しいところ御出席いただきまして、ありがとうございます。4月1日付で職員の人事異動がありましたので、会議に先立ちまして御挨拶させていただきます。

○福井総務部長 4月1日から総務部長になりました、福井と申します。よろしくをお願いいたします。

私は平成23年、24年、25年の3年間、総務部の次長を仰せつかっておりましたので、そのときに先生方に御面識はさせていただいているところですが、引き続きまたよろしく願いできればと思います。

また、本日は大分案件も多いようで、昨今、個人情報の保護ということでどんどん案件が多くなっていると思いますが、引き続きよろしく願いできればと思います。

○廣川総務部次長 総務部次長をこの4月から仰せつかっております、廣川と申します。どうぞよろしくお願いします。

総務のほうにはかなりいるんですけども、人事畑がほとんどでございまして、職員課のほうをずっとやっております、この4月から次長ということで新たに拝命を受けました。

今後ともどうぞよろしくお願いします。

○矢島情報公開課長 情報公開課長の矢島と申します。よろしくお願いいたします。

監査委員事務局に6年おりました、そちらのほうから異動してまいりました。前任の浅羽につきましては、福祉部のほうに異動になりまして、福祉部次長社会福祉課長事務取扱となりまして、1階の同じフロアで勤務しております。どうぞよろしくお願いいたします。

きょうは大変申しわけありませんが、本日、部長、次長は所用によりこれで退席をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○福井総務部長 申しわけございません。では、よろしくお願いいたします。

○立川会長 よろしく申し上げます。

——総務部長、総務部次長 退室——

○立川会長 最初に配付資料の確認をお願いいたします。

(配付資料の確認)

○立川会長 それでは、きょうは安達委員がまだお見えになっておりませんので、議題1、平成26年度第6回個人情報保護運営審議会議事録について、これを先に進めましょう。

では、説明をお願いいたします。

○矢島情報公開課長 第6回の会議録ができ上がりましたので、本日配付させていただきました。期日までの校正をよろしくお願いいたします。お手元のほうに配付させていただいている期日が5月13日までというふうに、時間がないところで申しわけないですけれども、よろしく御返送をお願いします。

○立川会長 それでは、皆様には校正を5月13日までに済ませていただいて、5月13日必着。ということで、お願いいたします。

それでは、次、議題の5に飛ばさせていただきます。「個人情報事務登録簿について」ということで行いたいと思います。

これも事務局から、御説明をお願いいたします。

○矢島情報公開課長 個人情報事務登録簿について、お手元の資料2をごらんください。

「平成27年度第1回 個人情報事務登録簿の変更状況集計表」というのが一番上にございます。前回までの登録件数が613件、4件増で617件となります。変更は、市長部局22件、教育委員会が13件、計35件ございました。

今回は主に施設の転用等による所管変更等の登録簿の変更と、前回会議で御

報告させていただきました防犯カメラの設置要領に係る各所管、6課分ですけれども、そちらの登録簿につきまして登録・変更がありました。

それでは、資料2の2枚目の「平成27年度第1回 個人情報事務登録簿の報告案件一覧」、それに沿って御説明させていただきます。

まとめて御説明をさせていただくということで、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○矢島情報公開課長 ありがとうございます。

それでは、新規4件につきまして、まず御説明させていただきます。まず、1ページの逗子文化プラザホール維持管理事務につきましては、防犯カメラの設置に係る新規の登録、防犯カメラ映像データでございます。

2ページの社会福祉課、生活困窮者自立支援事業につきましては、生活困窮者自立支援法の成立により、平成27年4月から生活困窮者の支援制度が始まるため、こちらの事務に係る登録簿でございます。こちらにつきましては、大変申しわけないんですけれども、平成25年度より生活困窮者に対する住宅支援給付事業が実施されていたのですが、こちらのほうが登録漏れで新しい制度に変わったため、新たな名称で新規登録をするものです。大変申しわけございません。

それから、3ページの子育て支援課、不育症治療費助成事業につきましては、逗子市不育症治療費助成交付要綱に基づき、平成27年6月1日から助成が開始されますので、そちらに係る申請書等の登録となります。そちらにつきましては要綱を参考に後ろにつけさせていただきました。

4ページの体験学習施設維持管理事務につきましては、文化プラザホールと同じく、防犯カメラの設置に係る新規の登録でございます。

以上が新規の登録4件でございます。

次に、変更となりますけれども、5ページの財政課の補助金審査委員会については、規則改正によりまして補助金審査委員会の制度がなくなったため、終了年月日が記載されました。

それから、6ページの管財課、庁舎管理、7ページの生活安全課、市営駐車場維持管理事務、8ページの市民協働課、逗子文化プラザ市民交流センター市民活動スペース事務、18ページの図書館、図書館利用者登録業務につきまして

は、先ほどもありました防犯カメラの設置に係る防犯カメラ映像データ記録の追加登録でございます。

次に、9ページから12ページまでの、小坪小学校区コミュニティセンター使用許可業務から沼間小学校区コミュニティセンター管理までにつきましては、施設が公民館からコミュニティセンターへ移行し、業務の変更となったことと、所管が社会教育課から市民協働課へ変更となったことによる登録簿の変更となります。それにより、教育委員会社会教育課の小坪公民館と沼間公民館の事業には終了年月日が追加され、変更となっております。

それから、次に13ページ、14ページの社会福祉課の臨時福祉給付金支給事務、子育て世帯臨時特例給付金支給事務につきましては、平成27年度も実施ということになりましたことと、加算措置や併給調整の廃止による記録名称の変更でございます。

それから、15ページの介護保険課、徘徊高齢者対策事業は、新しく逗子市徘徊高齢者等SOSネットワーク事業実施要綱が制定されたことによる記録名称の追加でございます。

16ページと17ページの子育て支援課、母子・父子福祉資金貸付業務及び母子・寡婦・父子福祉業務につきましては、ひとり親ということで父子が加わったことによる名称の変更及び記録の名称変更でございます。こちらも大変申しわけないですけども、両方とも平成26年10月1日から変更していたのですが、報告が遅くなってしまったものです。申しわけございませんでした。

最後の18ページの図書館利用者登録事務につきましては、先ほどの防犯カメラの件と、公民館がコミュニティセンターに移行したことによりまして、各公民館の図書室が図書館分室に位置づけられたことによる変更になります。

簡単ですが、説明は以上でございます。

**○立川会長** ありがとうございました。

まず、番号制度が立ち上がってきたことと、監視カメラの設置が進んできた等もあって、このところ事務登録簿の変更、非常に多くなっております。

したがって、これらをチェックするのも大変なのですが、今の御説明で質疑ありましたらお願いいたします。

**○青木副会長** 映像データの関係では、2週間というようなことがかかっている

のがあるんですが、ここは何か、機械の性能とか容量が違うので、仕方がないんですか。

○内田情報公開課係長 交流センターだけが7日になっていますが、基本的には2週間です。

○青木副会長 逗子文化プラザのは、7日間ですよ。21のところ。

○内田情報公開課係長 交流センターだけ建物が別になりまして、こちらだけ7日間。

○青木副会長 機器が古いということが。

○内田情報公開課係長 はい。

○立川会長 今の7日間というのは、機器は最近入ったものではなく、かなり前に入ったんですか。

○内田情報公開課係長 前から、はい、そうです。

○立川会長 もう、それでずっと使っておられたんですね。

○内田情報公開課係長 はい。平成19年に交流センターができていまして、そのときから。

○立川会長 ということですか。そうすると、耐用年数が切れる等々で入れかわると、またこれが。

○内田情報公開課係長 そうですね。

○立川会長 変更になるというふうに。

○内田情報公開課係長 はい。

○立川会長 そうか。これは大変ですね。

今後も監視カメラは、台数はふえるんですか。

○内田情報公開課係長 台数。

○立川会長 ええ、設置場所が。

○内田情報公開課係長 はい。場所は、要領にはつけないということで、内部資料としてはもちろん、保管はしております。

○立川会長 いや、台数がふえると、今、登録していない部局で。

○内田情報公開課係長 ほかの部局でということですね。

○立川会長 そうそう。

○内田情報公開課係長 ええ、そうすると、その都度。

○立川会長 その都度ここへということになる。

○内田情報公開課係長 そうです。この中に加えさせていただくことになります。

○立川会長 結構大変な量になってきますね。わかりました。

これは全体的に文書の記録形態のところを見ていただきたいんですが、ほとんど文書なんですね。ということは、紙媒体で多く処理されていて、かなり I C T 化が進んでないように感じるんですが、この辺はどこで指導していただけるのか。

○内田情報公開課係長 文書とデータと両方で保管することが多いですが、システム化が進んでくれば管理データという、そういうデータがメインになってくるとは思うんですけども。

○立川会長 なるほど。システム化ですか。

○内田情報公開課係長 そうですね。各所管で、受給者証を例えば発行するシステムですとか、それぞれに持っていたりして、それがふえてくれば管理のほうも紙ではなく、データによる管理も増えてくると思うんですけども。

○立川会長 というのは、個人情報の漏れというのは、紙媒体からの漏れが非常に——全体的にですよ、こことは言いませんけれども——多いんですね。ですから、なるべくデータベースをみんな端末で使うということのほうが、個人情報の漏れはなくなることはないにしても、少なくなるという統計が出ていますので、ぜひそれを進めていただければなと思います。

あと、何か細かい点で、ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○立川会長 それでは、第 5 の議題はこれで終了したいと思います。ありがとうございました。

それでは、安達委員お見えになりましたので、もとへ戻してよろしいですか。

○矢島情報公開課長 議題 2 の担当所管から御説明をするということで、今、職員を呼びますので、少しお待ちください。

資料 1 になります。諮問は情報政策課の所管となりますけれども、担当する総務課職員、子育て支援課の職員も同席させていただきます。よろしくお願いします。

——情報政策課、総務課、子育て支援課 入室——

○立川会長 それでは、続きまして議題２で、諮問第４号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（案）の制定についてを議題といたします。

情報政策課、総務課、子育て支援課の関連がありますので、各課より出席をいただきました。

それでは、最初に簡単に自己紹介をお願いいたします。

○梅津総務部次長 総務部次長、情報政策担当の梅津でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○斎藤情報政策課長 情報政策課長、斎藤です。よろしく申し上げます。

○三ツ森総務課長 総務課長の三ツ森です。よろしく申し上げます。

○伊藤子育て支援課副主幹 子育て支援課の伊藤です。よろしくをお願いいたします。

○立川会長 それでは、御説明のほうをお願いいたします。

○斎藤情報政策課長 説明させていただきます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、諮問いたします。

こちらですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、こちらがいわゆる番号法と言われております。この番号法が制定され、個人番号を利用する場合及び個人番号にひもづく個人情報である特定個人情報を提供する場合は、地方自治体はこれらを条例で定めなければならないと法律のほうで規定されています。これに基づきまして、こちらの条例のほうを制定いたします。

まず、番号法上の規定を説明いたします。

番号法第９条に、個人番号の利用範囲が規定されております。この説明資料にありますが、アとしまして、番号法の別表第一に規定されている事務、こちらが個人番号が利用される、法律に基づく事務として利用できる事務になります。イとしまして、地方自治体が条例で定める事務については、要は個人番号を使う場合には地方自治体が条例で定めて利用してくださいということです。

ただし、こちらで利用できる事務には制限がありまして、福祉、税、防災に関する事務に限定されております。

また、民間企業の給与課や市の職員課が被雇用者の給与等の申告等に利用します個人番号についても、番号法で利用できるようになっております。また、災害等における特例等で、個人番号の利用ができることになっております。

また、番号法第9条において提供が制限されております。個人番号において提供については、番号法に規定されているもののみ利用できることになっております。こちらが番号法の別表第二ということで規定されております。

また、同一自治体内の他の機関へ特定個人情報を提供する場合は、こちらも条例を制定してくださいということになっています。こちらの他の機関というのが、市役所といいますと首長、こちらと教育委員会がございますが、こちらは別々の機関ということで位置づけられております。これらのほうにも法律に基づきまして、条例の制定の必要性について説明いたします。

地方自治体は法律、番号法に基づく条例を制定いたします。まず、番号法別表第一に掲げられていない事務について、自治体が個人番号を利用する場合に条例を定めなければならないことになっております。こちらは、いわゆる独自利用の形となっております。

2番目に、同一機関内で特定個人情報の授受を行う場合に条例を定めなければならないことになっております。先ほどの独自利用、庁内の連携を利用しまして連携する場合にも、条例を定める必要があります。また、番号法上の事務であります、例えば課税情報を他の部署、同じ市長部局ですが介護の事務とか児童手当の事務で利用する場合も、個人番号の利用に含まれるため、こちらでも条例を定める必要がございます。

もう1つですが、先ほどの同一自治体内の他の機関、教育委員会等です、こちらへ特定個人情報を提供する場合についても条例を定める必要があります。

また、この条例の中で、もともとある本来の事務で審査の際に証明書等の提出を義務づけられている場合であっても、この条例によりまして特定個人情報を利用できる場合には、それでそちらの証明書を省略できるということを、こちらの条例でうたっております。

添付されている資料ですが、これの次のページから、国が示しております条

例の制定イメージになります。条例の制定、まだ庁内の合意等を形成されてはおりませんが、条例の制定イメージでございます。

一番最後に、個人情報の提供。個人情報のシステム上の流れです。

この図のほうの方がわかりやすいのですが、こちらの1番、四角の中に①というところに書いてあります右側に「独自利用」と書いてありますが、こちらが独自利用をする場合の、データベースの図を描いてありますが、ここに個人番号を利用する場合には、まず条例を定めなければならないということになっております。

それを他の部署、税担当等と連携する場合も条例を定めるということになっております。また、四角に③ですが、こちらは教育委員会と首長部局が個人情報をやりとりする場合に条例を定めなければならないということになっております。

例えば市役所、逗子市と他の団体等と個人番号をやりとりする場合には、上の6番ですが、こちらは法令に基づく特定個人情報の授受になりますので、こちらは法令に基づくものですので条例の制定は必要はございません。

現在、先ほどの独自利用事務としまして、現在利用を検討しておりますのが、逗子市小児医療費の助成に関する条例に関する事務を考えております。先ほどの条例のイメージがありましたが、こちらの別表の1、2のところにこちらの事務を記載して、特定個人情報を利用したいと考えています。

説明については以上になります。

○立川会長 ありがとうございます。ほかの課の方で、もし補足説明があればお願いします。

よろしいですか。それでは、委員の方で御質問がある方は、御質疑、お願いいたします。

○青木副会長 逆に読むと条例化、条例で定めれば個別審査は要らないという話になりますか。

○斎藤情報政策課長 提供する前のということですね。要は、この条例、提供する場合にはこの条例で定めなさいということなので。

○青木副会長 定めれば、個別審査は要らないという話になるんですかね。

○斎藤情報政策課長 定めてしまえば、そうです、提供できるということになり

ます。

○青木副会長 そうなのか。

○立川会長 ほかに委員からありませんか。

○安達委員 他機関へ特定個人情報を提供する場合の条例化の対象というのは、本市の場合は教育委員会だけ。

○斎藤情報政策課長 教育委員会だけになります。

○安達委員 専ら、市長部局と教育委員会だけを考えればいいということですか。

○斎藤情報政策課長 そうです。教育委員会に番号法に基づく事務が1つありますので、そちらの情報をやりとりする場合、そこは条例で定める必要があります。

ただ、選挙管理委員会、そちらについては番号法での事務がありませんので、そちらは条例が特には、その必要はないということになります。

○安達委員 教育委員会が扱う事務というのは、どういう事務でしょうか。

○斎藤情報政策課長 番号法に基づきまして利用できる事務が、独立行政法人日本スポーツ振興センター法による災害共済給付の支給に関する事務になります。

○安達委員 これは番号法の別表第二に挙がっている事務でよろしいですね。

○斎藤情報政策課長 申しわけありません、今の事務は県の事務になりまして、こちらです。番号法別表第1の第27という表に入っております、学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務、こちらになります。申しわけありません。

○立川会長 よろしいですか。

この別表1、2、3というのは、固定されているものになりますか。それとも必要に応じて教育委員会以外のものも含まれる可能性というのはあるんですか。

○斎藤情報政策課長 この条例（案）の別表第1、別表第2、別表第3について。先ほどの説明で、独自事務というものをこの別表第1のところに記載しています。別表第2については、独自事務を他の部署と情報連携をする場合に別表第2に記載しております。別表3についてが、先ほどの教育委員会等の他の機関に情報を提供する場合に、そちらに記載しております。

こちらは、この番号法が施行される平成28年1月時点で実際に利用する事務

について、こちらに、この別表にまとめることになります。ですので、当初はその別表3については先ほどの教育委員会の事務1つです。別表第1に記載するものについては、独自利用事務ですので、先ほどの小児医療に関する事務が記載されますということになります。

○篠崎委員 この別表が第1、第2とあるのと、それから法別表というのは別なんですね。

○斎藤情報政策課長 別のものです。

○篠崎委員 ちょっとわかりにくいので。

○斎藤情報政策課長 ちょっとわかりにくいですね。番号法に別表第一というものと別表第二というものが入ってまして、別表第一が個人番号が利用できる事務が機関名と事務または法律の名称が記載されている、このようなものなんです、全部で98項まであります。別表第二については、個人情報、特定個人情報の提供に関する一覧表が載っておりまして、個人情報、特定個人情報を提供する事務とそれを受け取る側の事務、それが記載されている一覧表になっています。

これが法律で定められている別表一、二です。条例に基づくものが先ほどの別表1と2と3で、先ほどの説明のとおりになります。

○立川会長 今のところは市長部局と教育委員会の2つしかありませんけれども、この表ですね。教育委員会以外で利用の必要性が出た場合はどうなるんでしょうか。

○斎藤情報政策課長 その際に再度この条例を改正と。

○立川会長 条例改正になる。

○斎藤情報政策課長 そのようになっております。

○斎藤情報政策課長 現状のところ、番号法では先ほどの社会保障と税とこの防災についてのみ個人番号が利用できるということになっておりますので、それほどふえないかとは思いますが、今、国のほうではこれをもう少し拡大しようということを考えておりますので、国の法律等が変わっていけば、それに伴い条例のほうも変わる可能性はあります。

○立川会長 よろしいですか。何かほかに。いいですか。

それでは、御意見ないようですので、これで承認ということにいたします。

答申書は後日、事務局のほうから所管のほうへお渡ししますので、しばらくお待ちください。

それで、各所管については、前回、情報公開課から諮問のありました逗子市個人情報保護条例改正に係る諮問の答申の趣旨にのっとり、条例制定事務を間違いなく行っていただきたいというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

——情報政策課、総務課、子育て支援課 退室——

○立川会長 それでは、続きまして議題の3、諮問第5号、捜査関係事項照会書に係る個人情報の目的外提供及び本人通知の省略についてを議題といたします。

○内田情報公開課係長 今、所管がまいりますので、しばらくお待ちください。

○立川会長 所管の方がいらっしゃるまでお待ちください。

○矢島情報公開課長 資料が前後して申しわけないですがけれども、資料7になります。よろしくお願いします。

○立川会長 では、資料7を見て待っていてください。

——社会福祉課入室——

○立川会長 それでは、簡単に自己紹介をお願いいたします。

○浅羽福祉部次長 社会福祉課の浅羽と申します。よろしくお願いします。

○栗原社会福祉課係長 社会福祉課保護係長、栗原です。よろしくお願いします。

○立川会長 この件については、きょうは委員さんだけですからよろしいんですが、個人情報の観点から言って非公開になります。したがって、この案件の審議が終わるまではこの会議を非公開の会議とさせていただきます。

(非公開)

○立川会長 ここからまた公開に戻らせていただきます。

議題の4、諮問第6号、市外転出者に対するアンケート調査に係る個人情報の利用及び本人通知の省略についてを議題といたします。

それでは、簡単に自己紹介の後、御説明をお願いいたします。

○仁科企画課主幹 承知いたしました。企画課の仁科と申します。本日は急遽、議題に入れていただきまして、ありがとうございます。

今回の諮問の案件は、市外に転出した方に対するアンケート調査に係ります  
個人情報の利用と本人通知の省略についてでございます。

本市では、市外転出者に対してのアンケート調査といったことを行ったこと  
が、これまでは一回もございません。今回このようなことをする背景といたし  
まして、まず、今、日本全体で少子高齢化が進んで人口が減少していく中で、  
何とか人口を維持していこう。そのために、まち・ひと・しごと創生法第10条  
に基づきまして、全国の各自治体で人口ビジョンと、それに基づきましてま  
ち・ひと・しごと創生総合戦略というものを今年度中につくるようにというよ  
うなことが国から言われております。本市としましても、今年度中にこの総合  
戦略を策定し、定住人口の維持を図る施策を検討していきたいというふうに考  
えております。

また、逗子市の総合計画がこの4月からスタートしておりますが、その中に  
おきましても逗子市の人口がやはり減少していくというような推計が出ていま  
すが、できる限り現状の人口を維持していくために、子育て世代を中心とした  
生産年齢人口層の転入促進といったものを図っていききたいというふうに考えて  
いて、この4月にシティプロモーション推進本部というものを、市長を推進本  
部長にしまして設置したところでございます。また、その中でシティプロモー  
ション戦略といったものを策定する予定でございます。

その総合戦略とシティプロモーションの戦略に資するために、転出者に対し  
まして、どうして逗子から転出していったかというような意識を調査したいと  
いうのが今回の調査の背景でございます。

対象としましては、直近のこの1年間に転出した18歳以上の方にアンケート  
調査を送りたいというふうに考えておりますが、世帯全員で転出した方につき  
ましては重複してお送りすることも負担になろうかと思いますので、世帯主の  
方にのみお送りするような形にして、同一世帯の他の方については除く予定で  
考えております。

そうした場合に、利用します個人情報としましては、住所、氏名、年齢と世  
帯主の区分という形になりますが、現在、情報政策課のほうでこの住基のデー  
タを抽出する際に、同一世帯の方の世帯主以外を除外するのが難しいというこ  
とですので、一旦、転出した方のデータを全て抽出して、同一世帯の世帯主以

外の方を目視で除外していくという作業が必要になってくるということでございます。

そのアンケート対象者となった方には、別添で資料をお出ししておりますが、アンケートの現段階の素案なんですけど、最初の文章の3行目あたりからです、転出された方に一応お送りしておりますというお断りをしているんですけども、送付対象から除外した方に対して、かえってそのことを通知すると本人に必要な通知を送付することになってしまうということになりますので、本人の通知をその部分につきましては省略をさせていただければというふうに考えております。

諮問内容につきましては、概略は以上になります。

アンケート調査の現段階の素案でございます、こちらはまだ企画課のほうで考えた状態でございます。この後、先ほど申しましたシティプロモーション戦略の策定部会というのがございますので、そちらに諮って案を練り直していく予定でございますが、現在考えております、主に3ページからの間10の部分なんですけど、こちらの、いわゆる回答者自身にかかわるものというのが次の4ページのF6まで続いているのですが、現在の設問につきましては、現総合計画をつくるときに「まちづくりに関する市民意識調査」というものをいたしました。これは市内在住の方、無作為抽出で3,000名の方にアンケートをお願いしたものでございますけれども、このときの項目と同一にしております。ですので、こちらの調査結果との比較をするために、今このF1からF6のものはほぼ同一の形にしているというところでございます。

ただ、その中でも、この部会の中で、ここまで職業は細かく聞く必要がないんじゃないかということになれば圧縮するということも、今後検討の中であろうかと思っております。

○立川会長 ありがとうございます。

では、質疑に移りたいと思いますが、何かございましたらお願いをいたします。

この発送、抽出は当然こちらでおやりになると思うんですが、発送事務はどこか外部へ委託するのですか。

○仁科企画課主幹 庁内でやる予定です。

○立川会長 庁内で。何件ぐらい。

○仁科企画課主幹 転出者というのが大体年間2,100から2,400ほどございます。

世帯重複者を除きますと、2,000を下回るものというふうに考えていますが、実際に作業してみないとわからないといったところなんですけれども、そのぐらいの数になるかと思います。

○立川会長 重複分はどういうふうにやるんですか。

○仁科企画課主幹 例えば、御家族で4人一遍に転居された場合、全員が18歳以上だとすると4通、1つの世帯に届くような形ですと、転出理由などもほぼ一緒になってしまう可能性がございますので、その場合は世帯主の方だけお送りして、あとの3件は送らない、重複というのはそういう意味でございます。同一世帯の中で重複している場合という意味です。

○立川会長 私の家族が転出して、私は仕事のために、息子は学校のためにという、何かそれは重複になるのかな。

○青木副会長 中でバトルがあるかもしれない。私は行きたくなかったけれど多数決で負けたみたいなの。

○仁科企画課主幹 あり得ますが。

○立川会長 要するに、一家族一通ということですね。

○仁科企画課主幹 はい、そういう予定でおります。

○安達委員 それ、世帯重複者というふうに呼ぶんですか。

○仁科企画課主幹 こういった調査は結構他市でされていまして、その中でこの言葉があったので、こういう言い方をするのかなというふうに考えました。県内でも幾つか事例があるのですが、この言い方は、他市のアンケート調査を参考に使用した言葉でございます。

○安達委員 同一世帯者ですね。

○仁科企画課主幹 同一世帯者です。そうです。

○青木副会長 まだ力があるからね、多少。家族の中で話し合ったという、誰の意見が最終的に通るかという。

○立川会長 そこは、自動的に世帯主へ、この場合は。

○仁科企画課主幹 はい、そうしようと思っております。

○立川会長 そうということですね。その際は。

○安達委員 重複しているのが、世帯内で重複しているのがあると……。

○仁科企画課主幹 そうですね。世帯重複という言い方は余り適当ではないかなというふうに今思ったのですが、アンケート調査のお願いの部分の4行目、「同一世帯で重複している方を除いて」という、こういう趣旨でございます。

○青木副会長 具体的で申しわけないんですが、アンケート調査の内容のほうが何か僕が気になっているというか。

Q7とQ8で、これ、違うところもありますが、ほとんどが逆のことを書いているわけですね。

○仁科企画課主幹 そうです。

○青木副会長 だから、本当はこの7との比較すると、7と8だとすると、通勤通学に、括弧で不便、便利、その他って書けば済んじゃうんですね。ここはよくわからない。特に7のところは市外に転出したいと思われた事案と書いてあって、8のほうは逗子に住んでよかったという理由に。

そんなに、どうのこうのという意味じゃないんだけど。

○仁科企画課主幹 実はQ7とQ8も、こちらの「まちづくりに関する市民意識調査」の、選択肢も同じものを持ってきております。結果を比較する予定でおりますが、やはり、そのときも全く同じ選択肢で、裏表を聞いています。

中には、Q7が一部の方しかお答えいただかないんですが、Q8は全員の方にお尋ねする予定でございます。

○立川会長 このアンケートの内容からは、個人を特定することは不可能ですね。ですから、それを返していただくことだから、このデータからは個人情報に関する問題点というのはないと思うんですけども、戻されたアンケートの内容の処理というの、どんなふうになされるんですか。

○仁科企画課主幹 今回、委託費を予定しておりませんので、全て集計も市の内部で行う予定でございます。ですので、基本的にはこの選択肢の数字の数で集計していくような形になります。今回は外部に委託で出す予定はございません。

○青木副会長 これは一応1年間ということ、1年間の限りでということ、この26年7月1日から27年6月30日までに。

○仁科企画課主幹 はい。その間に転出された方のデータを抽出する予定でおりますが、このアンケート調査の結果、例えば数年に一遍とってみて変化を見よ

うとか、そういうのはあり得るかもしれないですけども、今回は特にまだそこまでは検討しておりません。

○篠崎委員 アンケートの一番最後のページの、自営、勤めみたいに書かれているんですけども、5から8までって自営の人とかもいるんじゃないかなとか思って。

○仁科企画課主幹 そうですね。

○篠崎委員 それがちょっと、内容に合わないなと。

○仁科企画課主幹 この項目自体も数年前のこの「まちづくりに関する市民意識調査」というのでつくられた項目で、結局、推移を見るために、多少不具合かなという部分も同じ項目を使って経年変化を見ているようなところがございます。ですので、詳細の吟味というのをそういう意味で今の段階ではしておりません。例えばここで今後の検討の中で、自営と勤めを分ける必要があるのかどうかとか。

○篠崎委員 薬剤師さんとか自営の人が多そうだけれどね。

○仁科企画課主幹 そういう意味では。

○篠崎委員 自営と勤めに分ける必要あるのかしら。

○仁科企画課主幹 そうですね、わかりました。

こんなに細かく聞いているアンケートというのが他市にないもので、確かに今回のアンケートを行うときに職業がどれだけ影響するかというのもございますので、今回、逗子市の場合の地域の特性を考えましても、そういう意味ではもっとシンプルな項目にしてしまうというふうに。それよりもほかにももう少し質問を、ちょっとボリューム的にも今回このページ数でお送りしようというふうに考えているので、ちょっと圧縮をしたい項目の1つなのですが、現在は素案ということで御容赦いただければと思います。

○立川会長 これはだから、戦略的策定プロジェクトさんが決定するためのたたき台と見ていいんですか。

○仁科企画課主幹 そうですね。企画課のほうだけでアンケート項目を決めてしまうのではなくて、そのシティプロモーション戦略の策定部会でいろんな人の意見を聞いて、もう一度練ったほうがよいかなというふうに考えております。まだ時間がございますので、そのように考えております。

○立川会長 余り大きく内容が変わっちゃうと、ここで議論をしたことが。

○仁科企画課主幹 そうですね。

○安達委員 別添という一覧表のところなのですが、これはもともと条例の10条1項4号に基づく諮問ですよ。

○仁科企画課主幹 はい。

○安達委員 個人情報の目的外の利用をしていいかという諮問と、それだけで本人通知を省略していいかどうかということですよ。

○仁科企画課主幹 はい。

○安達委員 諮問の概要、別添の3段目のところというのは、諮問の概要として、「個人情報を本人の同意なく収集するとき」とあって、収集に関する諮問のように見えるんですけど、これ違いますよね。

○仁科企画課主幹 利用ですね。すみません。

○安達委員 目的外の利用だとした場合に、この利用元はどの課が持っている文書なんでしょうか。

○青木副会長 住民票の転出。

○仁科企画課主幹 住民票の転出です。

○青木副会長 転入はいいの、転出だけ。転入はないの。

○仁科企画課主幹 はい、転出です。

○安達委員 ということは、企画課が持っている文書ではないわけですね。

○仁科企画課主幹 ではないです。戸籍住民課の持っている情報です。

○安達委員 上から5段目にある平成26年7月1日から6月30日までに市外へ転出した18歳以上の者というのを、戸籍課ですか。

○仁科企画課主幹 戸籍住民課です。

○安達委員 戸籍住民課で持っている個人情報ということですね。

○仁科企画課主幹 はい。

○安達委員 それを企画課が目的外に利用したいという話ですね。

○仁科企画課主幹 はい。

○安達委員 そうすると、本来は、もとの個人情報の保有課が他課に利用させていいかということを諮問するのが、まずは条例10条の趣旨だと思いますけれども、そうすると、そもそもの、戸籍住民課が持っている資料がどういう目的で

収集されたものかということに記載することになります。そのもともとの目的とは違う目的で利用するというのが、10条関係ですから、下から2つ目の欄の「利用・提供の理由」のところにそれが入る。それをアンケート、要するに企画課としてアンケート調査に利用したいというのを、10条関係のところに記載が入るべきところで、上から4つ目の「事務の目的及び根拠法令等」というのは、これは戸籍住民課が持っている情報についての本来の目的が記載されているんじゃないでしょうか。

そうでないと、担当所管課名が企画課で、下から3段目の利用・提供先も企画課なんですよ。もとの課が入っていない。

○青木副会長 2つある。住民票の転出届をこの課で利用するのと、それを利用してアンケートという情報を入手するという2つあるんですね。

○安達委員 収集のほうは別なんですけれど、戸籍住民課が持っているこの情報を企画課が利用していいかという、そういう諮問ですよ。ところが、戸籍住民課のことが一切書いていないですよ。

だから、この書き方だとちょっと妙な感じがするんですけども。

○矢島情報公開課長 こちらのほう、急いでつくってしまったものですから、整理ができていなくて申しわけないですけども、まず住民基本台帳の情報につきましては、地方公共団体が所管する事務に使用することということで、法の趣旨に、住民基本台帳法の趣旨にのっとりたものということで、住民基本台帳にある方に対してアンケートを出すのは、今まで諮問にかけなくても利用は各課していたのですけれども、今回、企画課が転出してしまった方のデータを使いたいということで諮問にかけさせていただいたのですが、うちのほうでも精査できていなくて申しわけないです。こちらのほうは戸籍住民課の住民基本台帳に基づくデータを企画課が利用したいという諮問です。

それと、アンケートの内容からは逆に個人が特定はできないというのが今の説明であったと思うのですけれど、こちらのほうは精査させていただいて。

○安達委員 アンケートによるこういう収集のほうについては、諮問事項に入っていないんですか、今回は。これは特に個人名が特定されないということで。

○矢島情報公開課長 そうですね。

○青木副会長 入っちゃいそうな感じするよね、これ。いや、返事をするときに、

何も名前書かないで送るかという気もするんだけど。

○安達委員 一応、無記名と書いて。

○青木副会長 いえ、無記名とか、半分ぐらい書いてきますよね。

○仁科企画課主幹 いえ、アンケート調査は何度かやっておりますけれど、まず皆さん、名前は書かないです。やっぱり自分の情報はなるべく匿名でということをやっていますので。その点は大丈夫かと思うのですが。

○立川会長 そそっかしいのが封筒に書きちゃうようなことがあるかもしれないけれども。

○仁科企画課主幹 それぐらいです。

○立川会長 あとは、それを収集して。

○青木副会長 厳密には一旦閉鎖された情報になるのか。住民基本台帳ですね、閉鎖の。

○矢島情報公開課長 そうです。先生御指摘のとおり、住民基本台帳に基づいた住民に対してやるアンケートではなくて。

○青木副会長 元住民か。

○矢島情報公開課長 もう転出してしまった方のデータを使ってアンケートするので、これ諮問にかけたいということで企画課のほうから相談があったのですが、時間がなくてうちのほうも精査できなくて申しわけなかったです。

○青木副会長 住民基本台帳で転出された方に係る閉鎖情報というか。

○矢島情報公開課長 というんですか、いつまでちょっと。

○青木副会長 結局、除票になるのかな。

○矢島情報公開課長 そうですね。住民でない方にアンケートを出すものですから。そちらのほう住民サービスではないというか、住民基本台帳情報の目的外使用になってしまうのか。

○青木副会長 目的としては、逗子に住んでもらいたい、そういう人をどうやってふやすかという問題なんですよ。目的はそういう目的だということだけ。

○仁科企画課主幹 はい、目的としてはそうです。

○青木副会長 過去形の情報を使って目的を達成しようとしていて。

○安達委員 転出者名簿みたいなものがあるんですか。

○矢島情報公開課長 転出のデータが拾えるということです。

- 安達委員　そうです。戸籍上の課題、今回の目的外利用に当たって、そういうデータをピックアップするということなんですね。
- 青木副会長　そうです、多分。
- 矢島情報公開課長　ええ、ピックアップする。
- 安達委員　新たにつくるんですか。
- 仁科企画課主幹　いえ、転出すると転出という欄が……
- 矢島情報公開課長　それを吸い上げる。
- 仁科企画課主幹　吸い上げる。
- 青木副会長　1年間の転出データをピックアップするような形ですね。
- 安達委員　データを新たに作成して、それを。
- 仁科企画課主幹　いえ、データの抽出という言い方です。それで、実際のその抽出作業をするのは情報政策課になります。
- 青木副会長　結局、検索をかければいいわけだよね。そこから変えていけばそれで。
- 仁科企画課主幹　そうなんです。プログラムを組んでデータを抽出、引っ張ってくるという形なんです。
- 安達委員　ということは、戸籍住民課の持っているのを、はいどうぞ、ではないんですか。
- 仁科企画課主幹　ではないんです。
- 安達委員　新たに作成するんですか、そういうデータを。
- 立川会長　そうすると、条件の合った人のデータを抽出し、ただ、それを一人一人に配送できるような、ラベルか何かに編集し直してお使いになるんですね。
- 仁科企画課主幹　はい。
- 青木副会長　抽出して宛名ラベルをプリントする。
- 矢島情報公開課長　そうです。
- 安達委員　その作業は情報政策課がおやりになって、それを企画課がもらうということですね。
- 仁科企画課主幹　はい。
- 青木副会長　そのシートで当てはまる人もいますね。
- 矢島情報公開課長　情報政策課から、機械を使って抽出するに当たっては、ま

たコンピューター規程のほうで企画課のほうから戸籍住民課に対して。

○仁科企画課主幹 戸籍住民課ですね。

○矢島情報公開課長 戸籍住民課から、企画課にオーケーが出て、それを持って情報政策課に行きまして、抽出をしてもらうというような形に。

○青木副会長 そのときは一旦一覧表をつくって宛名をつくるんですか。一覧表をつくらなくて宛名だけプリントしていくんですか。

○仁科企画課主幹 情報政策課のほうで行うので、具体的な作業は何ともわからないんですが、それぞれの依頼をして、白紙ラベルを渡すと住所等が印刷されたものを企画課が受け取るという、そういう形なんです。

○安達委員 そういう意味ではないんですけど、宛名書きだと送ってしまえば誰に送ったかわからなくなってしまう。だから、一覧表をもらっておけば、送ったのがわかる。

○仁科企画課主幹 それは個人情報情報を保有することになってしまうので。

○安達委員 だからどういう、どっちの方向なのかなという。

○仁科企画課主幹 いえ、ラベルに打ち出したものだけです。だから、ラベルを貼って送ったら手元に何も残らない、そういうやり方です。

ただ、今回は例えばなんですけれど、なるべく手元に個人情報を残さないようにするには、一覧をもらわないで、不要な情報をどんどんはじいていって捨てるという作業は恐らく必要になるということかと思います。

○青木副会長 だから、むしろ逆にこの一個一個のデータから拾うと、例えば逗子にはいつごろからお住まいですかなんて、住民票を引っ張れば本当はとれるわけじゃない、聞かなくても。

○仁科企画課主幹 はい。でも、それはしないです。

○安達委員 それはしないということですね。

○仁科企画課主幹 はい。

○立川会長 じゃ、このところを修正、書き直しをして。

○矢島情報公開課長 こちらのほうで整理しまして。

○立川会長 はい。内容については、じゃ、これでよろしいですね。

○青木副会長 これはちょっと気になる、さっき名前が来ちゃったときは、消すんですか。私、何となく名前を書きそうな感じがするので。

○安達委員 封筒のほうですね。

○篠崎委員 封筒ですかね、中ですかね、どちらですかね。

○青木副会長 一番最後に何か書きそうな気がする。

○安達委員 でも、書く欄はないわけですから。

○仁科企画課主幹 作業には全く関係ないので、もしも封筒に名前があると、それはシュレッダーにかけて処分するしかないですけど、普通だったらそのままサイクルに回せるものが、それはシュレッダーをかけないとだめという形になってしまう。

○青木副会長 戻ってきたやつはどういうふうに、今度は。

○仁科企画課主幹 保管ですか。通常ですと、入力が終わった後、保存文書として保存して、一定の期間保存した後で処分という形です。

○立川会長 戻ってきたアンケートの内容をまたインプットしなくてはいけないわけですね。

○仁科企画課主幹 そうです。

○立川会長 それはどこの部分でやるんですか。

○仁科企画課主幹 企画課でやります。

○立川会長 外部には出さない。

○青木副会長 シートでやりたいですけどね、機械を入れて、シートでマークで。

○仁科企画課主幹 そうですね、マークシートですね。

○青木副会長 大変だよ、それは。

○立川会長 だから、個人情報アンケートの内容から特定するということはまず考えられないし、あとは部内でそのやりとりを、データにするわけですから、問題はないと思うんですね。

ただ、先ほど安達委員から出た、この申請書の書き方のところ。

○安達委員 そうですね、そこはね。

○立川会長 これはあくまでも戸籍住民課から抽出してもらう。この使用は、企画課になるんですか。あるいは先ほどの戦略策定プロジェクトになるんですかね。

○仁科企画課主幹 いずれにしましても企画課所管ですので。

○立川会長　そうですか。企画課の下にプロジェクトがいるの。

○仁科企画課主幹　はい、そうです。

○立川会長　それでは問題ないですね。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、皆さん一致されたようなので、これを承認ということにいたします。

答申書は事務局のほうから後日、そちらのほうへお渡ししますので、少しお待ちください。どうも御苦労さまでした。

○仁科企画課主幹　ありがとうございました。

——企画課退室——

○立川会長　それでは、課題のほうは、先ほど安達委員がいらっしゃる前に終わらせていただきましたので、議題の次へ進みます。

議題の6は平成26年度個人情報保護制度の運用状況についてでよろしいですね。では、事務局のほうから説明をお願いします。

○矢島情報公開課長　それでは、お手元に配付してございます資料3になります。

「平成26年度　個人情報保護制度の運用状況」についてをござんいただけますでしょうか。

こちらは平成26年度1年間のものをまとめたものでございます。1の個人情報取扱事務の登録状況及び審議会の意見、そちらのほうは平成25年度末に596件だったものが、平成26年度に登録抹消等をさせていただいた結果、613件になっております。

それから、2の審議会への諮問状況につきましては、8件になります。こちらの8件につきましては、5ページ、6ページが諮問案件、諮問の一覧で、昨年度皆さんに御審議いただいた内容、結果となっております。

それから、2ページ目の開示請求件数及び決定等の内訳につきましては、開示請求件数で10件で、その内訳は全部開示が7件、一部開示が3件となっております。そちらは3ページ、4ページがその請求内容及び処理状況となります。

4につきましては、請求の所管別内訳でございます。

5は同一人による請求件数の内訳でございます。

6は簡易開示の実施状況で、職員課が16件、介護保険課が1件、消防総務課

が1件で、計18件になります。

7の条例に基づく不服申出等の状況、8の行政不服審査法に基づく不服の申し立て、9の個人情報保護委員の意見は、それぞれ0件となっております。

飛びまして7ページが、こちらの審議会の開催状況ということで、昨年度は6回開催させていただきました。その状況について記載しております。

簡単でございますが、以上でございます。

○立川会長 ありがとうございます。運用状況を今御説明いただきましたけれども、何か御質問あればお願いいたします。

こういうふうな結果でありましたということですが、登録件数というのがだんだんふえてきている、煩雑になってくるのかなと思いますが、内容としてはよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○立川会長 では、この内容で特に御意見ありませんので、この件は終了させていただきます。

次の議題の7、逗子市個人情報保護条例の改正にかかる解釈運用基準等の改正についてを議題とします。

これも事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○矢島情報公開課長 資料が4と5と6になります。先般は逗子市個人情報保護条例の改正に係る諮問の件、答申いただきましてありがとうございました。正式な答申を、資料6として机上に配付させていただいております。

前回、会議で御指摘のありました答申5ページの部分の「本人に代わって」の部分、民法上の代理人の本旨に即し「本人の代理人として」と表記を変更させていただきました。また、その他御指摘のありました文言の修正も加えさせていただきます。

条例、規則に続きまして、今回のその他解釈運用基準等に係る改正案をまとめましたので、御確認いただき、御意見を賜りたいと思います。

それでは、資料4に沿って御説明させていただきます。

まず、1枚目は、「逗子市個人情報保護条例 改正（案）」とあるところですけれども、改正に必要なある条文と、それに伴って改正の必要がある解釈運用基準の一覧となります。

そちらの２枚目になりますと、「規則・規程・要綱 要領等 改正（案）」、改正の要否の一覧でございます。

本日は時間も余りない中で申しわけありませんけれども、解釈運用基準の改正につきまして御説明させていただきまして、御意見を賜りたいと思います。

資料４の１枚目の「解釈運用基準」の欄に丸がついているところが改正要点となりまして、２条、７条、１０条、１０条の２と１０条の３が新設、１１条、１４条、１４条の２と１４条の３、それから１５条から続きまして２３条まで、それから飛びまして２５条、それから２７条から２９条までと考えております。

今読み上げました条について改正が必要と考えておりますが、きょうは先に資料として送付させていただきました２条、１０条、１０条の２、１０条の３、１１条、１４条、２８条について御説明をさせていただきまして、御審議いただけたらと思います。

条ごとの御説明ということで、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○矢島情報公開課長 それでは、資料５の順番に沿って御説明させていただきます。下線部分が今回改正部分となります。

まず、６５ページになります。２条の条文ですが、番号法施行に伴い、１項５号に特定個人情報、６号に情報提供等記録を新たに提示するものです。

そのことによりまして、５号が７号、６号が８号、７号が９号になり、９号に、下線の部分です、「又は個人情報に該当しない特定個人情報」の文言が加わるものです。

６６ページになりますけれども、解釈になりますけれども、（３）の第３号関係のエの「電磁的記録」とは、磁気テープやフィルムを含むものとする。なお、」、そちらに下線があるのですが、こちらは番号法による改正ではなくて、条文で「電磁的記録」という表現があるにもかかわらず、突然、解釈では「磁気テープ」となっていたため、文言を加えるものです。

それから、６７ページになりますが、（５）第５号関係として、アで特定個人情報を新たに定義する本文を、また、イで「番号法上の特定個人情報には「個人が営む事業に関する情報に含まれる当該個人に関する情報及び法人等に関する情報に含まれる当該法人等の役員に関する情報」も含まれていることから、

条例上の特定個人情報にもこれらの情報が含まれ、取扱いの対象となる」ことを記載したものでございます。

それから、（６）の第６号関係は、アで、６号は、番号法における「情報提供等記録」について定めたものである旨を記載し、イで、番号法の規定を記載するものです。

次に（７）第７号関係、（８）第８号関係、（９）第９号関係は号数の整理によるもので、９号の下線部分は、番号法上は企業等の役員や個人事業主に関する情報についても個人情報に含むものとされているため、個人情報に該当しない特定個人情報から識別され、または識別され得る個人も本人として定義づけるものです。

簡単ですが、２条関係は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○立川会長 このところはいかがでしょう。よろしいですか。

解釈の66ページのエのところですけども、ここの「磁氣的記録」とは、具体例として下にずっと具体的な名称が挙がっているんですが、これは時代とともにどんどん増えていたり、あるいは、今は使っていないものも出てくる。磁気テープなんか多分使っていないと思うんだけど、そのため具体的に一つ一つ挙げるんじゃないくて、磁気、電磁的記録とは、何か適切な、抽象的なものでくくったらどうですか。例えばデジタル媒体への記録とか。そうすると具体的に新しい、今ここには書いていないけれどもUSBメモリなんかが入ってきても、それに該当できると思います。そうしないと、時代とともにこれは追加したり削除したりしなくちゃならなくなります。ここは、もっと先へいってもずっと通用するような記述が良いと思います。

○青木副会長 ここに、USBはどこになるんですか。

○立川会長 USBはエでしょ。電磁的記録だから。

○青木副会長 ただ、この具体的な、もし例が挙げるとすれば……

○立川会長 光ディスクの後ろぐらいかな。

○青木副会長 磁気テープじゃないな。

○立川会長 ないんです、これはディスクじゃないからね。

○青木副会長 ディスクじゃないよね。

- 立川会長 だから、これ、つくったのがかなり前ですよ、きっと。
- 矢島情報公開課長 検討させていただいて、直させていただきたいと思います。
- 青木副会長 もしかしたらU S B等も含めて端的に書いたほうが。
- 立川会長 U S Bも今減ってきているから。
- 青木副会長 でも、情報漏れするのは大体U S Bですね、今は。
- 立川会長 そう。
- 青木副会長 でも裁判所はディスクだよ、CDの、安いからね、そっちを使っている。裁判所からコピーをもらうときに。
- 矢島情報公開課長 こちらのほうは検討させていただきます。
- 立川会長 ええ。
- 青木副会長 うまくみんな入るようにしておいたほうがいいことは、確かに。
- 立川会長 ほかにいかがでしょうか。

では、先へ進んでいただいていいですか。

- 矢島情報公開課長 それでは、次に86ページ、10条、「利用及び提供の制限」になります。こちらのほう、個人情報と特定個人情報とで取り扱いが異なるため、10条で特定個人情報はこの規定の適応対象外となることを示したものです。また、11条においても同じ扱いになることを加えたものです。

1の趣旨の下線部分となりますけれども、下線部分では先ほどのことを示しまして、第11条においても同様の扱いである旨を加えております。

申しわけありませんが、先に資料を送付したものと今回の資料では、下線部分の下から2段目の文言が「次条で明確するものである」というふうにしていたんですが、次条だけですと10条の2だけになってしまいますので、今回お手元に配付させていただきました資料では、「第10条の2、第10条の3」に変更しております。申しわけありませんでした。

10条につきましては、以上でございます。

- 立川会長 よろしいでしょうか。何かありますか。利用及び提供の制限というところでは。

では、先に、いいですか。

- 矢島情報公開課長 次に、同じ86ページが振られていますが、10条の2になります。こちらは10条で適用対象外とした特定個人情報の利用の制限を規定

したものです。

こちらは条文の追加になりますので、1の趣旨、2、解釈ともに新しく加えさせていただいております。1項は番号法9条1項の規定により、個人番号の利用範囲は限定されているために規定するもので、2項は番号法29条により目的外利用ができるため規定するものです。

こちら、申しわけありません、先に資料送付したものと今回の資料では、1の趣旨の欄の上段にありました「第10条と同じく」という文言が先に送らせていただいた資料はあったんですけども、こちらのほうは紛らわしいので削除させていただいております。「本条は、実施機関が」ということでなっております。

10条の2については、以上でございます。

○立川会長 御意見があれば。特によろしいですか。

では、次をお願いいたします。

○矢島情報公開課長 それでは、次も86ページが振られていると思うのですが、10条の3になります。こちらは特定個人情報の提供の制限の規定でございます。こちら、条文の追加になりますので、1、趣旨、2、解釈ともに新しく書き加えさせていただいております。番号法19条各号のいずれかに該当する場合を除きまして、特定個人情報の提供は禁止されていることを規定するものです。

こちら、申しわけありません。1の趣旨のところでは上段の部分に「第10条と同じく」と先日の資料では書いてあったのですが、それらの文言を削除しております。

10条の3については、以上でございます。

○立川会長 では、ここについて御意見あれば。

○安達委員 ちょっと前に戻って、10条の2のほう。

86ページの第2項関係のところ、アとなって、下から7行目からです。国の行政機関の場合には、「本人の同意があるか又は本人の同意を得ることが困難であるとき又は激甚災害等一定の要件を満たすときに限り、特定個人情報を目的外利用できる」というふうに書いています。書いてあるんですが、上の四角の中に囲ってある10条の2第2項は、「本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき」という2つだけですね。これは条文の表現と下

のほうの解釈のところの表現が違うように見えるので、どういう趣旨なのかわかりにくいんですけれど。

収集目的以外の目的での利用を1項で制限していますね。2項で例外的に利用できる場合として、条例の文言としては、本人の同意がある場合か、または本人の同意を得ることが困難な場合と、いずれかであるということですね。2項の下での解釈のほうでは、国の場合には3つあるということですね。本人の同意がある場合、本人の同意が困難な場合のほかに、激甚災害等一定の要件を満たしたときも利用できるというふうに解説しているわけですが、それはどういう意味があるのか。

○内田情報公開課係長 いろんな市の改正状況を今見ているところなんですけれども、書いている市と書いていない市が実はあったので、条例上には激甚災害のことをあえて記載していないパターンが多かったものですから、それを参考にしたのですが、可能性としては激甚災害の要件を満たす場合に限りということも、国のほうには書いてはあります。

○安達委員 これは番号法に明文の規定があるんですか。

○内田情報公開課係長 はい。

○安達委員 逗子の条例だと改正案では入っていないですね。

○内田情報公開課係長 入っていないです。

○安達委員 これは入らないというふうに言っているわけでしょうか。それとも、入ると言っているんでしょうか。それがわからなかったんです。

解釈として入るというふうに言っているのか、入らないと言っているのかがよくわからない。

○立川会長 それは調べて、確認してください。

○内田情報公開課係長 確認します。この激甚災害も実際これがあったときに本当にこの条文から読むという意味なのかどうかということですね。

○安達委員 そうです。書くんだったら本当は。

○内田情報公開課係長 条文に書いておいたほうがいいということですね。

○矢島情報公開課長 整理をさせていただいて、今のところは上の10条の2のところでは条例改正の案が出てしまっているのですが、そこもあわせて検討させていただきます。

- 青木副会長 下を書くときに「激甚災害等」というのが入っている。
- 安達委員 ほかにもあるということですね。一定の要件を。ところが。
- 青木副会長 上を見るとあれですよ、例外規定だから、列挙ですよ。
- 安達委員 そうですね。この上の四角の中だったら、むしろ入らない。
- 青木副会長 これ、確かに。ほか、ちょっと検討したらどうですか。
- 矢島情報公開課長 はい。ありがとうございます。
- 立川会長 それでは、そこへ入れておいてください。
- 内田情報公開課係長 今のところ、認められる目的外利用で、この参考文献などを見ていると大きく2つある。1つ目が先ほどの最初のこの人の生命、身体、財産の保護のために必要がある場合のときということで、もう1つが今の激甚災害のことであってという話なのですが、参考本の注釈等では、ただし地方公共団体によって所得税法225条第1項第1号などに該当する場合の者がいる場合のみという注釈があったんです。
- これは、たしか今のところ市では該当がないというような話、うろ覚えで申しわけないのですが、だったと思いまして、市ではこの激甚災害という言葉を入れないパターンが多かったものですから。ただ、可能性としてあるのは当然入れなければいけないので、もう一度精査します。
- 青木副会長 減免証明、減免のための証明なんかができるとかできないとかって議論。
- 内田情報公開課係長 そうですね。地方公共団体において所得税法225条第1項第1号、第2号、第4号から第6号に該当する場合のみという、米印マークつきで、その激甚災害の内容が書いてあったんです。
- これの関係だと思うのですが、激甚災害は載せていないパターンが市の条例が多かったものですから、条例上にも出ていないのですが、本当に可能性としてないのかどうか、解釈でできるかどうかというのを含めて対応したいと思います。
- 安達委員 いずれにしても、入る、入らないのどちらなのかがはっきりしないということですね。
- 内田情報公開課係長 はい、そうです。
- 安達委員 どっちなのかというのが、いずれにも読める。

○内田情報公開課係長 はい。

○青木副会長 どっちか決めていただいて。

○内田情報公開課係長 わかりました。そのようにさせていただきます。

○矢島情報公開課長 整理させていただきます。ありがとうございます。

○立川会長 では、次にいきましょう。

○矢島情報公開課長 次に90ページの11条、オンライン結合による提供の制限になりますが、こちらは個人情報と特定個人情報とで取り扱いが異なるため、10条において、10条及び11条において特定個人情報は10条及び11条の規定の適用対象外であることが示されております。

それで、1の趣旨ですけれども、こちらにも先に資料を送付したものと今回の資料では、申しわけございません、表現が少し変わっております。下線の部分になりますけれども、こちらのほうが特定個人情報の提供は番号法19条各号のいずれかに該当する場合は可能であり、特定個人情報はこの規定の対象外となる旨を記載しております。

2の解釈（1）エでは、特定個人情報の提供は番号法19条各号のいずれかに該当する場合は可能であり、また情報提供ネットワークシステムによる情報照会に対しては情報提供事務も生じることから、特定個人情報についてはオンライン結合が行えるように適用除外したことを記載しております。

11条については以上でございます。

○立川会長 どうでしょうか。よろしいですか。

じゃあ、次へいきましょう。

もし何かありましたら、戻ってもいいですから。御質問お願いします。

○矢島情報公開課長 次に95ページになりますが、14条について御説明させていただきます。

こちらは自己情報の開示請求権になりますが、こちらにも申しわけございません。先日お配りした資料では2行目が「以下この条及び第15条から」というふうになっていたのですが、こちら、「この条及び第14条の2から第29条において同じ」ですので、最初の「15条」になってしまっていたところが「14条の2」からということで直っております。

この条及び第14条の2から第29条において、同じですので、そちらは条例改

正案のほうとあわせて修正させていただきます。こちら、条例改正案のほうも第15条からというふうになってしまっているのですが、第14条の次は第14条の2ですので、第15条からとしていたのは間違いです。訂正させてください。

14条ですが、1項を「自己を本人とする個人情報」に「個人情報に該当しない特定個人情報を含む」ということで、14条から29条までも個人情報に、個人情報に該当しない特定個人情報が含まれるということを下線において示しております。これは番号法上の特定個人情報には事業者及び法人その他の団体の役員に関する特定個人情報が含まれ、これらについても開示請求の対象となるため、規定するものです。

それから、2項の3号につきましては、特定個人情報の開示については、未成年者本人の同意は不要であり、また、本人、法定代理人に加え、任意代理人による開示請求も認められていることから、認める必要があるため規定するものです。

次のページに移りまして、96ページの1、趣旨では、番号法における特定個人情報は、自己情報の開示請求の適用対象である旨を示しております。

それから、2の解釈では、（1）第1項関係で、イ、括弧書きで、個人情報には個人情報に該当しない特定個人情報を含む旨を記載し、開示請求の対象となるものに特定個人情報を加えたものになります。

（2）の第2項関係では、アでは、特定個人情報の開示請求に当たっては、本人の委任による代理人または未成年者本人の同意がない法定代理人を含むことから、こういった「法定代理人」に「等」を加え「法定代理人等」とするものです。

それから、イからウに記載されていたものを号ごとの説明に分けまして、イでは第1号関係を、ウでは2号関係を、エでは第3号関係といたしました。イの第1号関係では、96ページの下から4行目は下線が引かれていますが、括弧書きの部分を除きまして改正前と同文になっております。

また、97ページの「「成年被後見人」とは」というふうに、1行目です、書いてあります。上から4段目の、下線のついている「ある。」の前までは、改正前と同じ内容になっております。

ウの第2号関係で、未成年者における自己情報の開示請求権について記載し

たものです。括弧書きの（特定個人情報の開示請求を除く）を除きまして、改正前と同じ内容になっております。

エの第3号関係では、特定個人情報に係る開示請求について新しく書き加えられたものです。

オの死者の個人情報には、括弧書きで、個人情報に該当しない特定個人情報を含むことを記載しております。オのその他の部分は前と同じになっております。

98ページ、99ページにつきましては変更はございません。

100ページになりまして、4項2号の解釈として、99ページ下から2段目で、「法定代理人による請求は」とありますが、特定個人情報の請求の際の本人の委任による代理人請求の場合にも同様の場合には同じく2号の問題として処理する旨を記載するものでございます。

14条の御説明は、雑駁ですが以上でございます。

○立川会長 どうですか、このところで御質問ありでしょうか。開示請求権ですが、いかがでしょうか。

それでは次へ、先に進みましょう。

○矢島情報公開課長 次に、141ページの28条になります。皆様方で組織されています、この個人情報保護運営審議会の所掌事項に、番号法27条1項の規定による特定個人情報保護評価の実施に関する事項を加えさせていただいたものです。

1の趣旨の下線部分ですが、14条で、14条から29条においては個人情報には、個人情報に該当しない特定個人情報を含むとされていますので、「なお」以下の文言は14条の2から29条の趣旨に全て同じように記載しております。

2の解釈になりますが、（2）第2項関係アで、審議会の所掌事項に、番号法27条1項の規定による特定個人情報保護評価の実施に関する事項を加えさせていただいたものです。

ウで、番号法27条1項の規定による特定個人情報保護評価について具体的に記載したものです。

この評価につきましては、特定個人情報ファイルを保有する行政機関等による自主点検が原則ですが、特定の場合には自主点検後、第三者点検を実施する

必要があり、その際には本審議会において当該点検に当たることとなるため、所掌事務に加えさせていただきました。

28条は以上でございます。

○立川会長 ありがとうございます。28条関係、いかがでしょうか。よろしいですね、これは。

それでは先へ。

○矢島情報公開課長 以上で、きょうの御説明は終わりなのですが、時間が余らない中で御審議いただきまして、ありがとうございます。

解釈運用基準につきましては10月までに改正をと考えておりますので、それまでにあと2回の審議会の開催を予定しておりますが、番号法につきましてはまだまだ整理できていない部分があり、申しわけなく思っております。

きょう御説明のできた条以外にも目を通していただきまして、御意見等ありましたら、またメール等で結構ですので御連絡をいただければと思います。御意見等を踏まえまして、また検討しまして、次回の審議会に再度御審議いただければと思っております。それまでに整理していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○立川会長 御苦労さまです。

○矢島情報公開課長 ありがとうございます。

○立川会長 それでは、きょうのところも含めて、もう一度見直していただいて、御意見があれば事務局のほうへお願いいたします。

この続きは次回ということです。またよろしくどうぞ、お願いいたします。

それでは、続いて課題の8、その他になりますが、事務局のほうからありますか。

○矢島情報公開課長 先般答申いただいた個人情報保護条例の改正につきましては、予定どおり6月議会に上程する予定になります。

それから、先ほど御審議いただきました議題2、3、4の答申案につきましては、また改めて御連絡をさせていただきます。

○立川会長 次回は7月9日の木曜日、午後2時からということで前回決めていただきましたけれども、御都合、よろしいですか。

7月9日木曜日の午後2時からの予定をお願いいたします。

それでは、本日の審議会はこれで終わりにしたいと思います。  
長い間、御苦勞さまでございました。

午後 4時06分閉会